

平成22年4月13日
大臣官房統計情報部企画課
(担当) 課長補佐 田邊勝美
(代表電話) 03(5253)1111 (内 7333)
(直通電話) 03(3595)2643

報道関係者 各位

職員の懲戒処分について

以下の非違行為があり、当該非違行為者に対して、国家公務員法に基づく懲戒処分を行った。

1. 事案の概要

被処分者は、平成22年3月16日(火)に統計情報部職員に対し、人事に関わる虚偽の情報を与え、現金を受領したもの。

2. 処分年月日

平成22年4月13日(火)

3. 被処分者の所属及び処分量定

(現所属等) 大臣官房付

(前大臣官房統計情報部企画課統計企画調整室長)

(処分量定) 停職3月

大臣官房統計情報部職員の公務外非行事案について

1. 事実関係について

- (1) 非違行為者は、平成 22 年 3 月 16 日（火）に統計情報部のある職員に対し、当該職員の人事異動予定に関する虚偽の情報を与え、一定の現金でそれを回避することができるという提案をした。
- (2) 当該職員は非違行為者を信じ、言われるままに 100 万円を用意し 3 月 17 日（水）に手渡した。
- (3) 当該職員は不審に思い、部内同期職員に相談し、4 月 7 日（水）、同期職員が部内幹部職員に相談した。
- (4) 同日、部内幹部職員は、人事担当補佐とともに非違行為者から事実を確認し、非違行為者も事実と認めた。
- (5) また、両者立ち会いの下で、非違行為者は当該職員に謝罪し、受領した金銭の返却を申し出た。
- (6) 4 月 8 日朝、非違行為者から当該職員に現金が全額返却された。

2. 対応

○人事異動

本日付で、大臣官房付とした。

○懲戒処分

国家公務員法上の懲戒処分（停職 3 月）を本日実施した。

○再発の防止

当該事案に関して講じた措置について職員に周知を図ることにより、同種の非違行為の再発を防止する。